

つくば市告示第410号

つくば市屋外広告物条例及びつくば市屋外広告物条例施行規則の規定に基づき指定する区域等について

つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号の市長が指定する区域並びにつくば市屋外広告物条例施行規則（平成24年つくば市規則第44号。以下「規則」という。）第4条第4項の市長が指定する区域及び規則第7条第10項第1号エの市長が指定する道路を次のように定める。

平成24年8月7日

つくば市長 市 原 健 一

- 1 条例第3条第1項第1号の市長が指定する区域は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された小田城跡の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域とする。
- 2 規則第4条第4項の市長が指定する区域は、次のとおりとする。
 - (1) 常磐自動車道及び首都圏中央連絡自動車道の敷地境界から500メートル以内の区域
 - (2) 別表に定める対象となる道路（以下「対象道路」という。）の敷地境界から50メートル以内の区域（都市計画法第8条第1項の規定により定められた第

一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域及び準工業地域を除く。)

(3) 対象道路以外の道路の敷地境界から5メートル以内の区域

(4) つくばエクプレスの敷地境界から100メートル以内の区域（都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域及び準工業地域を除く。)

(5) 信号機を中心として半径10メートル以内の区域

3 規則7条第10項第1号エの市長が指定する道路は，次に掲げるとおりとする。

(1) 国道

(2) 車線の数4以上の県道及び市道

4 効力の発生する日

平成24年10月1日

別表

対象となる道路
国道
県道筑西つくば線
県道取手つくば線のうち，若森字八幡地内県道つくば千代田線との交差点から北条字中町裏地内国道125号線との交差点までの区間
県道つくば真岡線のうち，和台原1490番4地先から明石字堀ノ内地内国道125号線との交差点までの区間及び作谷字二耕地地内国道125号線との交差点から筑西市との行政界までの区間
県道沼田下妻線のうち，中菅間字西田地内県道筑西つくば線との交差点から国松字西八反田地内県道筑西つくば線との交差点までの区間
県道笠間つくば線
県道筑波山公園線
県道桜川土浦自転車道線